

公共工事の施工時期の平準化に 向けた取組について

令和元年10月31日

国土交通省

○施工時期の平準化について、様々な機会を通じ、地方公共団体に対して周知徹底

地域発注者協議会（6月下旬～8月上旬、10月～11月にも実施）

首長・発注担当者向け

- 工事の品質確保等に関する各種取組等について、発注者間の連携を図るため、全ての地方公共団体等が参画する地域発注者協議会において情報共有を実施するもの。施工時期の平準化について、地方公共団体等に対し、取組改善に向けた働きかけを実施。
- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成するブロック協議会と全市町村が参画する都道府県ごとの部会を設置。

新・担い手3法説明会（7月中旬～8月下旬）

建設業担当者向け

- 「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第30号）、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第35号）の成立を踏まえ、施工時期の平準化などの改正内容について周知徹底を図るため、全国各ブロック10箇所で説明会を開催した。

ブロック監理課長等会議（6月上旬～6月下旬、11月にも実施）

監理担当者向け

- 建設業、公共工事の入札契約制度に関する施策の最近の動向等について報告するとともに、これらを巡る諸課題について議論を行うことで、都道府県への建設業行政施策の周知徹底を図ることを目的として実施。また、国土交通省と各都道府県の担当課長等との直接の意見交換の場となっている。年2回、各全国8ブロックで開催され、国土交通省本省、地方整備局等、都道府県からの参加者で構成。
- 令和元年度上期では、施工時期の平準化の推進に向けた取組等について、意見交換・議論を行った。

官公需確保対策地方推進協議会（9月中旬～11月中旬実施）

会計担当者向け

- 官邸にて開催されている「中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するWG」において、官公需発注の平準化の観点からも、官公需の大部分を占める公共工事における施工時期の平準化の取組が重要として、特に地方公共団体での取組を促すため、中小企業庁とも連携し、様々な機会を通じて平準化の意義や取組方法について周知徹底を図ることが求められている。
- 中小企業庁が9月10日付けで閣議決定で改定された官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく中小企業者に関する国等の契約の基本方針の内容を周知するため全国47都道府県50会場で開催。この機会を利用し、施工時期の平準化の意義等について地方公共団体に対する周知を行う。

品質法基本方針とは

- 品質法^(※)に基づき、公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する基本的方針を規定（平成17年閣議決定、平成26年改正）
- 国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って必要な措置を講ずる努力義務（※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保
を柱とする品質法の改正^(※)を反映（※）令和元年6月14日公布・施行

改正の全体像

※改正事項は、改正法の4本柱に対応して色分けして記載

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した請負代金・適正な工期等を定める公正な請負契約の締結
- 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
- 公共工事に関する調査等の品質確保が公共工事の品質確保を図る上で重要

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

発注関係事務の適切な実施

- 災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用
- 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時の発注者の連携
- 災害時の見積り徴収の活用
- 法定福利費・補償に必要な保険料及び工期を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定
- 施工時期の平準化に向けた繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表
- 休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定
- 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用

受注者等の責務に関する事項

- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結
- 情報通信技術の活用等による生産性の向上

工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価における情報通信技術の活用

調査等の品質確保に関する事項

- 調査等における発注関係事務の適切な実施（予定価格の適正な設定、実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等）
- 調査等における受注者等の責務に関する事項（適正な請負代金・履行期による下請契約の締結、生産性の向上等）
- 調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法（プロポーザル方式の選択等）

適正化指針とは

入契法（※1）に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請

（※1）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- 改正入契法において、入札契約適正化の柱として、施工に必要な工期の確保、施工の時期の平準化を図ることが追加
- 適正な工期の設定、施工の時期の平準化等を発注者責務として規定する品確法（※2）の改正法が成立

（※2）公共工事の品質確保の促進に関する法律

改正のポイント

I. 施工に必要な工期の確保

施工に必要な工期を確保するため、工期の設定に係る考慮事項として、**工事の規模及び難易度等に加え、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数**などを規定

II. 施工時期の平準化の推進

施工時期の平準化を図るため、**計画的な発注や中長期的な発注見通しの作成・公表、繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期の設定**などの措置を講ずることを規定

III. その他、品確法の改正等を踏まえての反映

品確法の改正を踏まえ、公共工事の入札契約の適正化を図る観点から、**災害時における緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用、工事検査等における情報通信技術の活用**等の事項について追記するとともに、担い手確保のための**処遇改善の取組**などについて追記

Ⅱ. 施工の時期の平準化の推進

（下線部：今回の改正による主な追加事項／赤字：ポイント）

- 公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が多くなる傾向にある。工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながるものが懸念される。また、資材、機材等についても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることによって円滑な調達が困難となる等の弊害が見受けられるところである。
- 公共工事の施工の時期の平準化が図られることは、年間を通じた工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。
- このため、計画的に発注を行うとともに、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定など次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずることにより、施工の時期の平準化を図るものとする。
 - ①債務負担行為の活用
 - ②柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）
 - ③速やかな繰越手続（繰越明許費の活用）
 - ④積算の前倒し
 - ⑤早期執行のための目標設定

施工時期の平準化に向けた地方公共団体への要請

○改正入契法の施行(9月1日)、改正入契法適正化指針の告示(10月21日)に合わせて、総務省と連名で通知を発出し、各地方公共団体において、施工時期の平準化を進めるよう要請。

改正入契法施行通知(令和元年8月30日発出)(抜粋)

地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るためには計画的な発注や他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表を行うとともに、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についても繰越明許費や債務負担行為の活用により翌年度にわたる工期設定を行うこと等が重要であるので、今後の予算編成において必要な債務負担行為の限度額を設定するなど具体的な取組を進められたい。(中略)

今後の適正化指針の改正を踏まえ、早期にかつ積極的に施工の時期の平準化の取組等を進めていただくようお願いする。

改正入契法適正化指針施行通知(令和元年10月21日発出)(抜粋)

各地方公共団体におかれては、財政部局と発注部局が連携し議会の十分な理解及び支援の下、今後の予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定するなど具体的な取組を進めること。

なお、今後、施工時期の平準化については、各地方公共団体における取組の「見える化」を通じて積極的な推進を図るため、平準化の進捗状況及び施策の取組状況について適時調査を行い、他の団体と比較できるよう公表するとともに、取組の進んでいない地方公共団体に対しては個別に詳細な調査や要因等の聴取を実施するなど、平準化に向けて積極的な取組を促進することとしているので留意されたい。

平準化の推進 今後の進め方

